

３．消防財政

１．市町村の消防費

（１）消防費の決算状況

消防費の決算状況は、下表のとおりである。

市町村普通会計及び消防費の決算状況

（単位：億円、％）

項目		13 年度	12 年度	増減額	増減率
普通会計歳出総額(a)	一部事務組合 を含む	18,490	17,472	1,018	5.8
消防費歳出総額(b)		1,094	1,055	39	3.6
(b) / (a)		5.9	6.5		
普通会計歳出総額(c)	一部事務組合 を除く	18,235	17,279	956	5.5
消防費歳出総額(d)		878	862	16	1.8
(d) / (c)		4.8	5.0		

また、消防費の市町村普通会計歳出総額に占める比率を市町村別にみると、最高は勝浦市の 9.3％であり、次いで勝浦市の 8.4％、佐倉市の 8.0％となっている。

（２）１世帯及び住民１人あたりに支出した消防費

市町村における平成 12 年度消防費の 1 世帯当たり及び住民 1 人当たりの県平均額は下表のとおりである。

市町村別に見ると、1 世帯当たりの額の最高は、栗源町の 120,304 円であり、次いで富山町の 111,515 円、芝山町の 106,742 円の順である。

一方、住民 1 人当たりの消防費を市町村別にみると、富山町の 36,840 円を最高に、和田町の 35,565 円、栗源町の 33,473 円の順となっている。

１世帯当たり、住民１人あたりに支出した消防費の推移

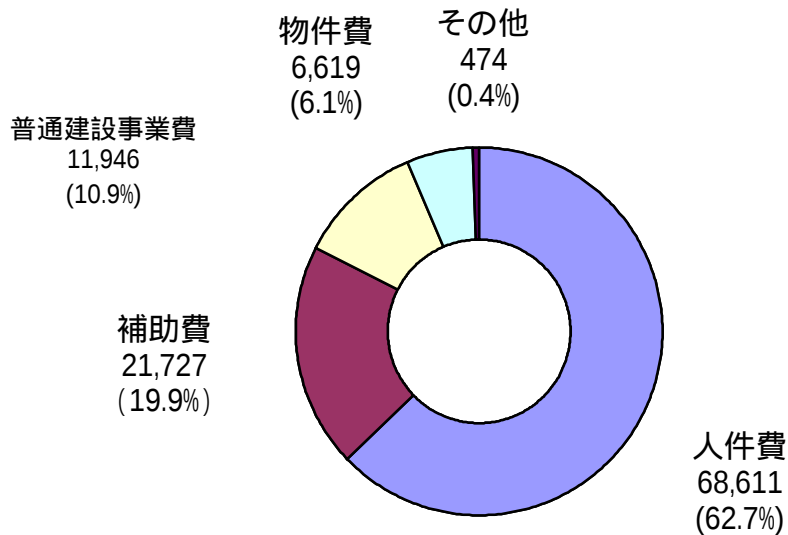
（単位：円）

項目・年度		9	10	11	12	13
１世帯あたり	組合含む 一部事務	51,826	40,461	41,003	47,306	41,330
住民１人あたり		18,689	17,409	13,888	17,674	18,327
１世帯あたり	組合含む 一部事務	43,211	39,960	34,618	34,739	39,366
住民１人あたり		15,582	14,449	11,725	13,424	14,707

(3) 経費の性質別内訳

消防費の性質別内訳は、次の図のとおりであるが、消防費のうち人件費がかなり高い割合を占めており、全体に占める割合は 60.7% である。

平成 13 年度市町村別消防費性質別歳出決算額の割合（一部事務組合を含む）



2 . 市町村消防費に対する補助等

(1) 補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金には、国庫補助金（消防防災施設等整備費補助金）と県費補助金（消防施設強化事業補助金）がある。

国庫補助金は、昭和 2 8 年に制定された消防施設強化促進法による補助に、昭和 3 9 年度から予算補助を加え、市町村の消防施設に対して、予算の範囲内で補助基準額の原則として 1 / 3 以内（人口急増地域 1/2 又は 4/10、過疎地域 5.5/10 など一部特例あり）の補助が行われている。

当該補助金のうち、昭和 6 1 年度から小型動力ポンプが、昭和 6 2 年度からは小型動力ポンプ積載車が防災まちづくり事業（現：防災対策事業）に振り替えられた。また、平成 3 年度からは通常型救急車（2 B、3 B 型）が、平成 9 年度からは消防専用電話装置、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車が補助対象外となった。

また、平成 7 年度から、緊急消防援助隊用の支援車、災害対応特殊救急車等が新たに補助対象となり、平成 1 3 年度から災害対応特殊消防ポンプ車、同化学消防車、同はしご車等が補助対象に加えられた。

一方、県費補助金は、昭和 3 2 年度に県単独の補助制度を設け、市町村の消防施設整備のより一層の充実を図っている。現在では、国庫補助金の補完的な性格を有し、一般消防施設については国庫補助事業に採択されなかった事業及び国庫補助制度のない通常型救急

車等を補助の対象としている。また、科学消防施設については国庫補助に上乗せして補助している。

補助の状況は、第 6 表及び第 7 表のとおりである。(防災行政無線、震災対策事業、石油コンビナート関係のものは除く)

(2) 防災対策事業 (旧 : 防災まちづくり事業)

昭和 6 1 年度から、地方公共団体が地域の実情に即して安全なまちづくりのための事業を自主的に推進することができるよう「防災まちづくり事業」が創設された。

この事業は、地方公共団体が災害に強い安全なまちづくりを推進するために必要な事業に関し、地域防災計画、市町村消防計画等との整合性を図りつつ、防災まちづくり事業計画を策定し、この計画に基づき単独事業として行う公共施設の整備事業である。この事業には、地域総合整備事業債 (特別分・一般分) の充当 (9 5 % まで) が認められ、特別分の元利償還金の一部 (市町村の財政力指数に応じ 3 0 % ~ 5 5 %) が、基準財政需要額に算入されることとなっている。(平成 1 3 年度まで)

平成 1 4 年度から、地域総合整備事業債の廃止に伴い、防災まちづくり事業に代わる「防災対策事業」が創設され、防災基盤の整備、防災システムの I T 化などが対象事業とされている。この事業には、防災対策事業債の充当 (7 5 % まで) が認められ、元利償還金の一部 (3 0 %) が、基準財政需要額に算入されることとなっている。